記念品・贈呈品用漆器製品購入に係る公募型プロポーザル　実施要領

1　趣旨

本物品購入は、本市の市勢発展に多大な貢献をされた市勢功労者に対し、敬意と感謝の意を表する記念品として、また、来訪者や関係機関等への贈呈品として、本市を代表する伝統的工芸品である輪島塗の技術や特徴を活かした漆器製品を企画・制作し購入することを目的とする。

※本プロポーザルは、令和 8 年第 4 回市議会定例会における令和 8 年度一般会計補正予算の成立を前提とした準備行為として実施するものであり、当該予算が否決された場合は変更し、又は中止することがある。この場合において、本市は参加者が要した費用を補償しない。

2 物品概要

(1) 物品名

記念品・贈呈品用漆器製品

(2) 物品内容

記念品・贈呈品用漆器製品購入仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 納入期限

令和 9 年 9 月 30 日まで

(4) 提案上限額

「仕様書」のとおり

3　参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 14 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(4) 輪島市内に事業所を有していること。

(5) 漆器制作に従事する漆器事業者であること。

4　スケジュール

内容	期日・期間
公募開始	令和 8 年 11 月 16 日（月）
質問の受付	令和 8 年 11 月 16 日（月）から 11 月 25 日（水）まで
質問の回答	令和 8 年 11 月 27 日（金）予定
企画提案書の提出	令和 8 年 11 月 16 日（月）から 12 月 25 日（金）まで
審査結果の通知	令和 9 年 1 月 8 日（金）予定
契約締結	令和 9 年 1 月中旬予定
納品期日	令和 9 年 9 月 30 日（木）

5　物品内容に対する質問の受付及び回答

本物品購入に対する質問がある場合は、質問書（様式２）を提出すること。なお、口頭その他による質問の受付は行わない。

（1）提出方法　　電子メールによる提出

（2）受付期間　　令和 8 年 11 月 16 日（月）から 11 月 25 日（水）まで

（3）提 出 先　　輪島市総務部秘書政策課

（4）回答方法　　令和 8 年 11 月 27 日（金）（予定）に、輪島市ホームページにて掲載

6　製品提案

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり製品提案書等を提出すること。

（1）提出書類及び提出部数

ア　製品提案書（様式１－１）　1 部

イ　提案品内容（様式１－２）　正本 1 部、副本 5 部

（2）提出方法

持参又は郵送により提出

（3）提出期限

令和 8 年 12 月 25 日（金）午後 5 時（必着）

（4）提出先

輪島市総務部秘書政策課

（5）その他

ア　提案品内容（様式１－２）には既製品の場合は写真を、新規製品の場合は

イラストや図面、類似商品の写真などを必ず添付すること。

イ　提案品内容（様式１－２）には仕様書の内容を満たしたうえで、募集製品の想定用途を踏まえたPRポイントや特徴などを簡潔に記載すること。

ウ　提案品内容（様式１－２）には、提案者氏名や事業者名などを入れないこと。

エ　提案製品の著作権について、他者の権利を侵害していないこと。他者の権利を侵害したことによって生じた責任や損害その他については、提案者が負うものとし、輪島市は一切の責任を負わない。

オ　製品提案書等の提出書類は返却しない。

カ　提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

7　審査

提案内容の審査は、記念品・贈呈品用漆器製品購入に係る公募型プロポーザル審査委員会によって行う。

(1) 提案者から提出された書類を基に審査を行い、各募集製品の採択予定件数に応じて総得点数が高い提案者から順に契約候補者を決定する。総得点数が同一の提案者が複数存在し、採択予定件数を超える場合は、委員の議決により契約候補者を決定する。なお、契約候補者に契約することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位者の繰上げにより新たな契約候補者として手続を行う。

(2) 提案が１者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、契約予定者となることができる最低基準点を満点の 60 パーセントとし、最低基準点に届かない場合は契約候補者として選定しない。

(3) 審査は、別紙の評価基準に基づく評価・採点により行う。

8　審査結果

審査結果は、書面によって各提案者へ通知する。なお、審査結果について質問及び異議申立ては受け付けない。

9　契約の締結

審査結果の通知後、契約候補者と仕様内容などについて協議を行う。両者の合意が取れ次第、物品購入契約を締結する。

10　その他

（1）製品提案に係る必要経費等、本プロポーザルの参加に係る諸経費は、参加者の負担とする。

（2）提案製品採択後、他者の権利侵害等が発覚した場合は返品、さらに同一価格の別製品との交換を求めることとする。

11　問い合わせ先

輪島市総務部秘書政策課
担当　中村
電話　0768-23-1112（課直通）
E-mail hisho@city.wajima.lg.jp